

令和2年8月26日

令和2年8月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

令和2年8月26日

◎ 議事日程 第1号

令和2年8月26日（水曜日）午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第8号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
第4 議案第9号 専決処分について
令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）について
第5 議案第10号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
第6 議案第11号 専決処分について
令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）について
第7 議案第12号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳
出決算認定について
第8 議案第13号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について
第9 議案第14号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第3号）について
第10 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第3	議案第8号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・	15

日程第 4	議案第 9 号	専決処分について 令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・・・	15
日程第 5	議案第 10 号	専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	16
日程第 6	議案第 11 号	専決処分について 令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について・・・・・・・・・・	16
日程第 7	議案第 12 号	令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	17
日程第 8	議案第 13 号	令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	18
日程第 9	議案第 14 号	令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について・・・・・・・・・・	18
日程第 10	一般質問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

◎出席議員（28 人）

高橋三義	大竹雅春	渡邊隆
名古屋豊	斎木裕司	宮崎光夫
住安康一	佐藤俊夫	鈴木一郎
五十嵐勝	長谷川孝	樋浦恵美
吉川慶一	小嶋正彰	剣持雄吾
石川恒夫	山田伸之	高野甲子雄
中沢一博	森本将司	小熊正
今井幸代	清野真也	加藤修三
佐藤守正	小木曾茂子	廣嶋一俊
伝信男		

◎欠席議員（2 人）

高松守雄	本保友明
------	------

◎説明のため出席した者

広域連合長	村山秀幸
-------	------

副 広 域 連 合 長	小 林 則 幸
事 務 局 長	八 木 弘
業 務 課 長	佐 藤 直 樹
総 務 課 総 務 係 長	山 本 隆 司
総 務 課 企 画 係 長	富 井 和 子
業 務 課 医 療 給 付 係 長	熊 倉 さ お り
業 務 課 資 格 保 険 料 係 長	藤 卷 祐 介

◎職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	八 木 明
議 会 事 務 局 員	伊 藤 諭
議 会 事 務 局 員	小 林 妙 子

午後 1 時 30 分 開議

○議長（高橋三義） 開議に先立ちまして、監査結果の報告を致します。

内容につきましては、お手元に配付したとおり、監査委員より、本年 2 月から 7 月までの例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここにご報告を致します。

○議長（高橋三義） これより、令和 2 年 8 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本会議を開きます。

ただ今の出席議員は 28 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定による、定数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、長谷川孝議員及び小木曾茂子議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

これによって、会期は本日1日と決しました。

- △日程第3 議案第8号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第4 議案第9号 専決処分について
令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- △日程第5 議案第10号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第6 議案第11号 専決処分について
令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- △日程第7 議案第12号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第8 議案第13号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第9 議案第14号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋三義） 次に、日程第3、議案第8号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から日程第9、議案第14号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（村山秀幸） 議長。

○議長（高橋三義） 村山広域連合長。

[村山広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（村山秀幸） 議案説明に入ります前に、関連がございますので、

新型コロナウイルス感染症対策について、少し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内でも6万人を超える感染者が発生しており、社会・経済に大きな影響を及ぼし、いまだ終息が見通せない状況にあります。

新潟県が県内の医療機関に対し行った新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響調査によると、3月、4月の医業収支は対前年同月比でいずれも減少しており、特に緊急事態宣言が全国に発令された4月の減少幅が大きいとの結果が示されております。

広域連合における療養給付費の支払いにおきましても、4月以降は、対前年同月比で4月はマイナス4%、5月はマイナス9%の減少となっております。

これは、医療機関の経営に深刻な影響が及んでいることを如実に示しているものでございますが、一方で感染の恐れから、被保険者が医療機関への受診を控えていることの結果とも考えられ、持病の重症化など健康へ影響が大変に懸念されているところでもございます。

広域連合では、国による新型コロナウイルス感染症に関する対策に迅速に対応するため、被保険者に対する傷病手当金の支給に関する事項と保険料の減免に関する事項を専決処分とさせていただいたところでございます。

それでは、議案第8号から第14号につきまして、説明させていただきます。

初めに、議案第8号、専決処分についてでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、同感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものでございます。

国が定める基準に従って実施する制度であり、体制が整いしだい直ちに対応することが求められたものでありますことから、4月30日付けで専決処分したものであります。

次に、議案第9号、専決処分につきましては、議案第8号の傷病手当の支給に関する経費について、後期高齢者医療特別会計補正予算を4月30日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出予算総額に100万円を追加し、予算規模を2,678億4,149万2千円といたしました。

次に、議案第10号、専決処分についてでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、既に納期限が到来した保険料についても、国が定める基準により、遡って

減免することができるようにするため、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国が定める基準に従って減免を行うために必要な条例改正であり、体制が整いしだい直ちに対応することが求められたものであることから、5月29日付けで専決処分したものでございます。

次に、議案第11号、専決処分については、議案第10号の保険料の減免に関する経費について、後期高齢者医療特別会計補正予算を5月29日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出予算総額に500万円を追加し、予算規模を2,678億4,649万2千円といたしました。

次に、議案第12号、「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第13号、「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてでございます。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などです。

次に、主な歳出です。

事務局運営経費などの、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。

令和元年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額11億832万9千円で、収入率100%、歳出総額10億6,497万1千円で、執行率96.0%、歳入歳出差引額は4,335万8千円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてでございます。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金及び基金繰入金などがございます。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などがございます。

令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額2,762億6,093万1千円で、収入率100.9%、歳出総額は2,721億9,739万2千円で、執行率99.4%、歳入歳出差引額は、40億6,353万9千円となっております。

次に、議案第14号、「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ42億3,404

万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,720億8,054万1千円とするものでございます。

内容としましては、令和元年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や各種補助金等の精算に係る経費などを補正するものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（高橋三義） なお、この際、事務局長から本件に対する補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

◎事務局長（八木弘） 議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

〔八木事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（八木弘） それでは、議案第8号から第14号についての補足説明をさせていただきます。

薄い冊子「令和2年8月議会定例会提出議案の概要」、こちらの方をご用意いただければと思います。この資料によりまして、議案概要につきましてご説明いたします。

お手元にご用意をお願いいたします。

「概要」の1ページをお開きください。

議案第8号「専決処分について 専決第1号新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて3ページです。

初めに一部改正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的として、給与等の支払いを受けている被保険者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するために、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、傷病手当の支給に関する条項を追加したものです。

次に、条例改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができなくなった期間に支払われる予定であった給与の3分の2に相当する金額を傷病手当金として支給するものです。

専決処分とした理由ですが、国が定める基準に従って実施する制度で、体制が

整い次第、直ちに対応することが求められており、この間において議会の招集が困難であったため、4月30日付けで専決処分とさせていただいたものです。

なお、8月18日現在、傷病手当につきまして、申請はございません。

次に9ページをご覧ください。

議案第9号「専決処分について 専決第2号令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」です。

おめくりいただいて11ページです。

議案第8号で説明いたしました傷病手当の支給に関連する補正予算の専決処分の報告になります。

「補正額」は、歳入歳出予算ともに100万円の追加です。

「補正理由」、「専決処分とした理由」は、さきほどの議案第8号、条例改正と同様です。

補正にかかる歳入歳出予算についてでございますが、まず「歳出予算」の「保険給付費」において傷病手当金支出見込み額を増額計上しております。

そして、国の緊急的・特例的な措置として、手当金全額の財政的な支援があることから、これを「国庫支出金」において受け入れるものとして、「歳入予算」に同額を計上したものです。

次に13ページをご覧ください。

議案第10号「専決処分について 専決第3号新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて15ページです。

一部改正の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、すでに納期が到来した保険料につきましても、本年2月に遡って減免することができるように条例を改正したものです。

専決処分とした理由ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国が定めます基準に従って減免する制度で、体制が整い次第、直ちに対応することが求められており、この間において議会の招集が困難であったことから、5月29日付けで専決処分としたものです。

なお、8月18日現在、申請件数は100件ちょうどになっております。

次に21ページをご覧ください。

議案第11号「専決処分について 専決第4号令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」です。

おめくりいただいて23ページです。

議案第 10 号で説明いたしました保険料の減免に関連する補正予算の専決処分の報告になります。

「補正額」は、歳入歳出予算ともに 500 万円の追加です。

「補正理由」、「専決処分とした理由」は、さきほどの議案第 10 号、条例改正と同様です。

補正にかかる歳入歳出予算についてですが、まず「歳出予算」の「諸支出金」において、本年 2 月以降の令和元年度分の減免見込み額を「保険料還付金」として増額計上しております。

一方、「歳入予算」では、「市町村支出金」において、今年度分の保険料の減免見込み額を減額し、また「国庫支出金」において、減免に係る保険料相当分全額につきまして、国が財源の手当てを行うことになっておりますことから、国の示している割合に基づき、「特別調整交付金」、「災害等臨時特例補助金」をそれぞれ増額したものです。

次に、議案第 12 号、第 13 号の決算に関する説明の前に、皆様に配布していただきましたカラー印刷の A 3 版、横 1 枚ものの資料「令和元年度決算に係る事業概要説明」によりまして、決算にあらわれております被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などにつきましてご説明いたします。

お手元にご用意をお願いいたします。

なお、この資料は、「令和元年度主要な施策の成果説明書」をベースに、数値をグラフ化したものです。

まず、「1 被保険者数の推移」についてでございます。

被保険者数は令和元年度の月平均で 37 万 5,437 人、対前年比で、0.9%の増となります。

伸び率は、全国平均から見ますと比較的緩やかな増加となっております。

次に、「2 医療給付費の推移」を見ますと、令和元年度は、2,636 億 9,400 万円で、対前年比 2.2%の増となっております。

全国の「医療費」の動向から推計しますと、こちらも全国平均と比較しますと緩やかな増加となっております。

また、医療給付費を診療種別に見ますと、医科が 2.0%、歯科が 2.2%、調剤が 1.0%、その他が 5.6%ということで、全体的に増加傾向にあります。

令和元年 10 月に実施されました消費増税に伴う診療報酬改定は、診療報酬全体で 0.07%のマイナスでした。

前回の平成 30 年度診療報酬改定 1.19%のマイナスに比べますと、令和元年の改

定が医療給付費の増減に与えた影響はごくわずかであり、医療給付費の増加の主な要因は、被保険者数の増えたことと、医療の高度化等による医療費の増加によるものというふうに考えています。

次に、「3 1人当たり医療給付費の推移」です。

令和元年度は、年額70万2,366円となり、対前年比1.3%の増となりました。

全国の「1人当たり医療費」の動向から推計しますと、全国の平均とは、ほぼ同程度の増加傾向というふうにみております。

次に、「4 保険料収入(現年度分)の推移」です。

令和元年度は180億8,900万円で、対前年比は6.4%の増となります。

これは、国による保険料軽減制度の見直しが行われたことや、被保険者数の増加によるものということでございます。

この増加傾向は、次の「5 1人当たり平均保険料の推移」においても同様でございます。

令和元年度の1人当たり平均保険料は、年額4万6,026円で、前年度より4.4%の増というふうになっています。

また、次の「6 保険料軽減額と対象者数の推移」ですが、保険料の軽減特例の見直しにより、均等割の9割軽減が8割軽減になったこと、被用者保険の元被扶養者の均等割額の軽減を受けられる期間が、資格取得月から2年間となったことなどによりまして保険料の軽減額は、62億4,700万円、前年比9.2%の減となりました。

なお、対象者数は257,446人で6.9%の減となっています。

次に、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担する「7 市町村負担金の推移」は、266億2,500万円でございます。対前年度比で1.9%の増となっております。

以上、決算の主な数値の経年変化についてご説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただきまして、25ページをお開きください。

議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。

おめくりいただき、27ページ、主なものをご説明いたします。

なお、この資料では、決算額の表記は千円単位としています。

また、参考として決算書の該当ページを各説明欄に記載しておりますのでご参考にしてください。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額4,335万8千円は、令和2年度に繰り越し、市町村からの共通

経費負担金の減額や国庫支出金の精算などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。

市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」、適正受診の普及啓発事業等に対する特別調整交付金などの「国庫支出金」のほか、「諸収入」などでございます。

金額については、記載のとおりでございます。

続きまして、「主な歳出」です。

「総務費」の「特別会計事務費繰出金」は、医療給付に係る事務費を特別会計へ繰り出したものです。

この他につきましては、記載のとおりです。

次に、29 ページ、議案第 13 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

おめくりいただき、31 ページ、主なものをご説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりです。

差引額 40 億 6,353 万 9 千円は、令和 2 年度に繰り越し、令和元年度分の医療給付費等の精算により、国・市町村及び支払基金に対する返還金の財源として充当いたします。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」、「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」は、主に歳出における医療給付費の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものです。

「繰入金」は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」のほか、国・県・市町村及び支払基金に対する返還金の不足分などに充てるために取り崩しました「医療財政調整基金繰入金」でございます。

「繰越金」は、平成 30 年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。

「総務費」は、決算額 11 億 1,171 万 2 千円、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、32 ページの「保険給付費」です。

決算額は記載のとおりで、内訳は、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費及び葬祭費です。

前年度比 2.2%の増となりますが、これは主に療養給付費の伸びによるものでご

ざいます。

「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置している基金に対しての広域連合からの拠出金です。

国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつを拠出し、基金を造成しています。

33ページの「保健事業費」です。

健康診査につきましては、各市町村への委託料で、受診率は全体で26.6%、前年度より1.4ポイント上昇しています。

次に、35ページ、「財産の状況」についてです。

物品の「サーバー等機器」はマイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成29年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

「後期高齢者医療財政調整基金」は、これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりでございます。

次に、37ページをご覧ください。

議案第14号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてです。

おめくりいただき、39ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに42億3,404万9千円の追加です。

「補正理由」は、令和元年度保険給付費等の実績に基づく、各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

「歳入予算」の、「市町村支出金」「国庫支出金」「県支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるもの、「繰越金」は、前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を令和2年度に繰り越した一部を、返還金の財源とするものです。

「歳出予算」の「諸支出金」「償還金」は、市町村・国・支払基金から受け入れた令和元年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） 続きまして、監査委員から議案第12号及び第13号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

小柴監査委員。

◎**監査委員（小柴昭彦）** 監査委員の小柴です。よろしくお願ひします。

それでは決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増大が見込まれる中で、後期高齢者医療制度は安定的かつ持続的に運営していかなければなりません。

そのために、生活習慣病の重症化予防やフレイル対策などの保健事業や医療費適正化に向けた取り組みを引き続き推進するとともに、「保健事業と介護予防等の一体的実施」についても関係市町村と連携を強化し、着実に進めていただきたいと思ひます。

また、コロナウイルスの影響による医療費の動向や、被保険者の今後の健康状態にも十分注視していく必要があると思ひます。

最後に、今後も医療費の動向の把握や医療給付費の円滑な給付に努め、健康寿命の延伸を目指した保健事業を推進することにより、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望みます。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご参照いただきたいと思ひます。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。以上でございます。

○**議長（高橋三義）** それでは、これより、議案第 8 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第9号「専決処分について 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「専決処分について 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第10号「専決処分について 新潟県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第11号「専決処分について 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号「専決処分について 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第13号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 14 号「令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 14 号「令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 一般質問

○議長（高橋三義） 次に、日程第 10、一般質問に入ります。

通告がありましたので、発言を許可します。

なお、質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、概ね15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

◆佐藤守正 はい。議長。

○議長（高橋三義） 佐藤守正議員。

〔佐藤議員、登壇、質問〕

◆佐藤守正 では、一般質問をさせていただきます。

コロナ禍によって30%以上の減収になった被保険者に保険料の減免制度が設けられたが、後期高齢者医療保険料の場合、減免申請をしている被保険者はどれほどいるかを伺うと題しまして、2点質問いたします。

質問の1点目。

後期高齢者が国保の家族と同居している世帯は、各市町村の担当課で国保の減免申請をすれば、後期高齢者医療保険料の減免申請も同時に受け付けてもらえる、そういう仕組みになっている市町村もあるようだが、今現在、後期高齢者の減免申請数は何件あるのかご質問いたします。

私の湯沢町では、新型コロナの感染拡大を防ぐために、5月いっぱい小売業者や飲食業者などに休業要請を出し、ほとんどの業者がそれに応じます。

また、今現在、観光客が激減しています。

それから、夏の学生の合宿も全滅であります。

ですから、前年に比べて事業収入が3割以上減少したという条件は、ほとんど全ての業者に該当すると思われま

す。湯沢町役場は国保税の減免で相談に来られた方には、介護保険や後期高齢者医療の保険料の減免も該当すれば一緒に手続きをしてさしあげるという親切な対応をしているのでありますけれども、担当課に問い合わせたところ、8月24日現在、

国保の減免申請が出されている件数はわずか28件、うち、後期高齢者医療の保険料減免も併せて申請した件数はわずか8件。

湯沢町の後期高齢者医療保険の被保険者は1,500人余りですから、減免申請がわずか8件しか出ていないとはあまりにも少ないと言わねばなりません。

後期高齢者はほとんどの方が年金生活者であって、事業収入には関係ないと思われませんが、事業収入の30%以上減少という条件は、後期高齢者が営む事業について問うているのではなくて、「世帯の主たる生計維持者の事業収入において、令和2年の収入の見込みが前年の収入より30%以上減少」が条件になっているために、年金生活の年金収入は変わらなくても、減免の条件には当てはまる場合が多いはずであります。

湯沢町の減免申請がわずか8件というケースを考えますと、県全体としても少ないと想定されますけれども、今現在の申請数を明らかにしていただきたい。併せてその評価もお聞きしたいのであります。

質問の2点目。

減免を受けられる条件は満たしておりながら、減免の制度を知らないがために申請をしなかったり、または申請の手続きの煩雑さから断念したりしている被保険者が一定数はいると思われます。

もっと親切に制度の存在を広報し、申請を勧めるべきではないかと思うのですが、けれどもいかがでしょうか。

私は、湯沢町において、事業持続化給付金、個人事業者で100万円、法人で200万円なんですけれども、その申請に手間取っている方の、申請のお手伝いをしていんですけれども、その中でこの給付金の制度の存在を知らなかったり、知っていても自分は対象ではないと思いついでいる人が意外とあちこちにいるという事実がぶつかっています。あるスナックの店主は、「私はパソコンはいじらないし、スマホも持っていないので、初めからだめだと思って諦めていた」と仰います。

またあるスキー民泊をやっている主人は「春スキーがだめになって大損害だけど、政治のことは不得意なので私に関係があることだとは知らなかった」、そう言うのですよね。

高齢者医療の保険料減免についても同じ状態があるのでしょうか。

湯沢町の保険料の減免申請も8月24日現在でまだ28件しかないのです。

湯沢町の国保世帯は1,600戸あります。

事業を営んでいる世帯がその3分の1だとしても、あまりにも少ない減免申請です。

行政の告知はあまりにも住民には届いていません。

日本では、全ての手続きは当該者が申請しなければ始まらない申請主義をとっていますから、行政はこういう現実を前にして、制度の周知に全力を尽くさねばならないはずです。

いかがでしょうか。

以上、2点の質問であります。

○議長（高橋三義） 村山広域連合長。

◎広域連合長（村山秀幸） 佐藤守正議員の一般質問にお答えさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の申請件数」についてでございます。

8月18日現在、市町村から広域連合に送付されました減免申請の件数はちょうど100件となっております。このたびの新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の対象となる収入減少の基準は国民健康保険とおおむね同じでございますので、世帯の主たる生計維持者が同じ場合、申請に必要な資料の多くは重複いたします。そのため、多くの市町村においては、私の上越市においてもそうでございますけれども、申請される方の負担軽減を図るために、提出書類の様式を共通化する等、両制度の窓口が連携して取り組みを行っているところでございます。

次に、「もっと親切に減免制度の広報を行い、申請を勧めるべき」とのご質問にお答えさせていただきます。

このたびの減免制度の広聴・広報につきましては、広域連合では、ホームページに制度の詳細について掲載したほか、市町村に対して周知チラシを提供するとともに、7月に全被保険者向けに発送いたしました今年度保険料の決定通知に同封した資料の中に、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に関する内容を追加して発送させていただいているところであります。

市町村においても、他の新型コロナウイルス感染症関連の支援策とあわせた独自の周知チラシの配布、広報紙への掲載等、それぞれの方法によって、後期高齢者医療制度の保険料減免に関する広報を実施していただいているところというふうに考えております。

また、このたびの減免申請では、本人から収入状況を証明していただく必要が

ございまして、手続きが難しいところがございます。まずは電話、窓口にてご相談いただき、制度の対象となる方であるかどうかを確認した上で、対象となる方には、個々の状況に応じ、ご用意いただく資料等の詳しい手続きを説明させていただいているところがございます。

今度とも、減免制度に関する広報を継続的に実施するとともに、受付窓口において丁寧な説明を行うことによって、必要とされる方が確実に申請手続きを行うことができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋三義） 佐藤守正議員。

〔佐藤議員、自席、質問〕

◆佐藤守正 ホームページに掲載したから文章で何回も出したから、だから被保険者は全部承知しているはずだと思うのは大きな誤りですよ。

本当にあの国が町が出す、市や町が出す案内、通知というのが住民の方に届いていない現実があるんです。

そこで私は提案したいなと思っています。

広域連合の傘下の市町村に依頼して、次のような内容のはがきを国保と後期高齢者の全ての被保険者に送り届けることを提案したいのですけれど、いかがでしょうか。

例えば次のような簡便な内容のはがきをです。

「新型コロナの影響で、あなたの事業の今年の収入は前年に比べて減ってはいませんか。

収入が減っているようであれば、国保や後期高齢者医療、介護保険料の保険料の免除や減額が受けられます。まず、あなたの町の市役所や役場の担当課に電話で相談をしてみてください。きっとよい返事が返ってくるはずです。」

こういう簡便なはがきをぜひ被保険者に送ってもらいたいんですよ。

お節介かもしれませんが、ここまでやってほしいのです。

保険料減免による収入減は、全額国が持つことになっています。

市町村や広域連合の腹は何ら痛まないのです。

制度の存在の周知のために、行政は全力を尽くすことを改めて要請します。

私の今の提案に対する見解をお答えください。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 議長。

○**議長（高橋三義）** 村山広域連合長。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

全30市町村がそれぞれの今回のコロナウイルス感染症に対する対策を様々な分野において取り組んでいると思います。

国民健康保険、そして後期高齢者医療、このことについても連携を取りながら、進めている状況の中で、それぞれ市民に周知徹底しながら市民に深く浸透していくための取り組みをしているという状況でございます。ご提案の内容も含めて周知徹底し、そしてまたホームページに掲載するときにおいてもそれらにおけるいろんな連携がございましょう。

国民健康保険を申請したときに後期高齢者の内容も対応するというようなことも含めてですね、それぞれの市町村においては工夫を凝らしながら市民の皆さんに確実に届くような取り組みをさせていただいているということでございますので、これからも30市町村における取り組みを含めてですね、そのことを徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○**議長（高橋三義）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

○**議長（高橋三義）** これで本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和2年8月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

高橋 三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

長谷川 孝

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

小本曾茂子